



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築住宅課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

(1) 建築基準法の規定による建築物の定期報告（以下「定期報告」という。）をしなければならない建築物として知事が指定するものに、次に掲げる建築物（階数が3以上で、かつ、その用途の床面積が100平方メートル以上200平方メートル以下のものに限る。）を加えることとした。（第9条第2項関係）

ア 学校（幼稚園を除く。）の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの

イ 病院等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの

ウ 劇場等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの

エ 百貨店等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの

オ 児童福祉施設等又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの

カ 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの

キ キャバレー等の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの

ク 展示場の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの

ケ 体育館、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場又は水泳場（学校に付随するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階にあるもの

(2) (1)に掲げる建築物の定期報告の時期を次のとおりとすることとした。（第9条第3項関係）

建築物の区分	報告時期
(1)のア、オ及びカの建築物	平成28年度を始期として3年ごと
(1)のイの建築物	平成30年度を始期として3年ごと
(1)のウ、エ、キ、ク及びケの建築物	平成29年度を始期として3年ごと

(3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第41号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「除く。」の次に「第2項第1号及び第9号において同じ。」を加え、同項第2号中「第3項」を「以下この条」に改め、同項第3号中「建築物」の次に「（第2項第3号において「劇場等」という。）」を加え、同項第4号中「建築物」の次に「（第2項第4号において「百貨店等」という。）」を加え、同項第5号中「ものに限る。」及び「用途に限る。」の次に「第2項第5号において同じ。」を加え、同項第7号中「建築物」の次に「（第2項第7号において「キャバレー等」という。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3

項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「及びこの条第1項各号」を「並びにこの条第1項各号及び第2項各号」に改め、同項第1号中「第6号に掲げる建築物」の次に「並びに同条第2項第1号、第5号及び第6号に掲げる建築物」を加え、同項第2号中「」及び」を「」並びに」に改め、「第2号に掲げる建築物」の次に「及び第2項第2号に掲げる建築物」を加え、同項第3号中「第7号に掲げる建築物」の次に「並びに第2項第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号に掲げる建築物」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、法第12条第1項の知事が指定する建築物は、政令第14条の2第1号に掲げる建築物のうち次に掲げるものとする。

- (1) 学校の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの
- (2) 病院等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの
- (3) 劇場等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの
- (4) 百貨店等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの
- (5) 児童福祉施設等又は共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの
- (6) 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階若しくは地階にあるもの
- (7) キャパレー等の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの
- (8) 展示場の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの
- (9) 体育館、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場又は水泳場（学校に付随するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階にあるもの

第10条第1項中「前条第1項各号」の次に「及び第2項各号」を加える。

第14条の4第1項第1号ウ中「、各室」を「及び各室」に改め、「、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造」を削り、同号エ中「開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造」を「軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ」に改め、同号オを削り、同項第2号ウ中「、各室」を「及び各室」に改め、「並びに壁及び開口部の位置」を削る。

様式第8号の5中

「

※ 9	敷地面積 との比
--------	-------------

を「

※ 9	敷地面積 との割合
--------	--------------

に、

「

※ 受付欄			※ 認定欄	年 月 日 第 号
----------	--	--	----------	--------------

を

「

※ 受付欄	市町村	県土整備事務所・支庁	土木部建築住宅課	※ 認定欄	年 月 日 第 号
----------	-----	------------	----------	----------	--------------

--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第8号の6を次のように改める。

様式第8号の6（第11条の4関係）

建築物認定通知書

年 月 日
第 号

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 建築面積 m^2
 - オ 延べ面積 m^2

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第12号中

「

※ 受 付 欄				※ 認 定 欄	年 月 日 第 号
------------------	--	--	--	------------------	--------------

」

を

「

※ 受 付 欄	市町村	県土整備事務所・支庁	土木部建築住宅課	※ 認 定 欄	年 月 日 第 号

」

に改める。

様式第12号の2を次のように改める。

様式第12号の2 (第14条の3関係)

建築物認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、島根県建築基準法施行条例第3条ただし書の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 建築面積 m^2
 - オ 延べ面積 m^2

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第12号の3中

「

4 主 要 用 途			5 工 事 種 別	
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	※ 9 敷 地 面 積
6 敷 地 面 積			m ²	と の 比

」

を

「

4 主 要 用 途			6 敷 地 面 積	m ²
5 工 事 種 別				
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	※ 9 敷 地 面 積 と の 割 合

」

に、

「

ウ 構 造	1 木造	2 防 火 構 造	3 準耐火構造	4 耐 火 構 造
ア 幅 員	m・		m・	m
イ 敷地と接する部分の延長	m		ウ 敷地の周長	m

を

」

「

ウ 構 造		エ 耐火建築物等	
ア 敷地が接する道路の幅員	m		
イ 道路と敷地が接する部分の長さ	m	ウ 敷地の周長	m

に改

」

める。

様式第12号の4を次のように改める。

様式第12号の4（第14条の4関係）

建築物認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、島根県建築基準法施行条例第 条第 項の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 申請部分の延べ面積
 - オ 申請に係る建築物の数

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第13号中

「

4 主 要 用 途			5 工 事 種 別	
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	※ 9 敷 地 面 積
6 敷 地 面 積			m ²	と の 比

」

を

「

4 主 要 用 途			6 敷 地 面 積	m ²
5 工 事 種 別				
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	※ 9 敷 地 面 積 と の 割 合

」

に、

「

ウ 構 造	1 木造 2 防火構造 3 準耐火構造 4 耐火構造	を
-------	----------------------------	---

」

「

ウ 構 造		エ 耐火建築物等	に、
-------	--	----------	----

」

「

※ 受 付 欄				※ 認 定 欄	年 月 日
					第 号

」

を

「

※ 受 付 欄	市町村	県土整備事務所・支庁	土木部建築住宅課	※ 認 定 欄	年 月 日
					第 号

」

に改める。

様式第13号の2を次のように改める。

様式第13号の2（第17条関係）

建築物認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法施行令第 条
第 項の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 建築面積 m^2
 - オ 延べ面積 m^2

注 この通知書は、大切に保存してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。